

## 21 第 152 条《連帯納付の責任》関係

### 【新設】（通算離脱法人の連帯納付責任）

2-75 通算法人が、法第 64 条の 10 第 1 項《通算制度の取りやめ等》の規定による承認を受け、又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定の適用を受けたことにより通算承認の効力を失った場合であっても、当該通算承認の効力を失う日前に終了した他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税（当該通算法人が当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。）については、法第 152 条第 1 項《連帯納付の責任》の規定の適用があることに留意する。

### 【解説】

1 通算法人の各事業年度の申告に係る法人税の納税義務者は各通算法人とされ（法 4 ①）、その申告及び納税は各通算法人が行うこととされている（法 74、77）。

一方で、通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税でその通算法人と他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものについては、連帯して納付する責任（以下「連帯納付責任」という。）を負うこととされている（法 152①）。したがって、通算グループ内の一の通算法人が当該期間内に納税義務が成立した法人税の額について滞納した場合には、他の通算法人は自己の申告に係る法人税の額だけでなく、その滞納した通算法人が納付すべき法人税の額について連帯納付責任を負うこととなる。

2 グループ通算制度を適用している場合、過去に生じた自らの欠損金が通算グループ内の他の通算法人の所得と通算される等により、その後の所得事業年度（法 64 の 5 ①）においては、欠損金の繰越控除ができず、また、引当財産も十分ではないことから、その法人税について、グループ通算制度を適用しない場合と比べて滞納となってしまう蓋然性が高いと考えられる。

また、グループ通算制度が通算グループ内での損益通算及び欠損金の通算という恩典を受ける制度であるという点を踏まえると、この連帯納付責任が課されているのは、その恩典を受けた法人は、恩典を授けた法人が納付すべき法人税が納付されない場合には、その納付責任を負うことが適当と考えられるため、通算グループに属していた期間内に納税義務が成立した法人税に係る引当財産は、その通算グループに属する各通算法人が所有する全ての財産とすべきであると考えられることによるものであり、このことからすれば、仮に一の通算法人がその通算グループから離脱したとしてもこれが消滅するものではないと考えるのが適当である。

したがって、通算グループから離脱した法人が通算グループに属していた期間に係る通算グループ内の他の通算法人の所得に対する法人税の納付が履行されるまでの間は、その連帯納付責任は、なお存続することとなる。

3 上記 1 及び 2 を踏まえ、本通達においては、通算法人が、通算承認の取りやめの承認を受け（法 64 の 10①）、又は青色申告の承認の取消しの通知を受け（法 64 の 10⑤）若しくは通算グループからの離脱等により通算承認の効力を失った（法 64 の 10⑥）場合であっても、その通算グループに属していた期間内に納税義務が成立した他の通算法人の法人税に

ついでに連帯納付責任は、なお存続する旨を留意的に明らかにしている。

- 4 なお、本通達は、グループ通算制度における連帯納付責任について、連結納税制度における連結子法人の連帯納付の責任（旧法 81 の 28①）と同様の規定振りで定められて同様の取扱いとされたことから、旧法人税法第 81 条の 28《連結子法人の連帯納付の責任》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達 1－1－2《連結離脱法人の連帯納付責任》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。